

新生面

チツソ水俣支社の正門前にはいまもまだ、水俣病新認定患者のすわり込みが続いている。十五日には五回目の補償交渉が行なわれるというが、きびしい即走の

寒波のなか、なんとかして一日も早く解決への糸口でも見いだせないものか▼一律三千万円という要求額はともかくとして、企業責任を追及する患者の気持ちはいくらかかる。これに対して会社側も責任回避はしていない。ただ補償額を決めるために症状のランク付けをしてほしいというのだが、旧認定患者の補償経緯があるだけに、これもわかる▼わからないのは、この問題に対する環境庁や県の実態である。「水俣病」と認定はしたが、補償とは関係のない認定だから、認定内容を数えるわけにはいかないという。補償は別個の問題だから両者で適当に—という態度だ▼だが、別個とはいっても、患者の補償要求の根拠となるのはこの「認定」である。会社もそれを認め、いざ補償を具体化するとなれば、専門家の下した診断を参考にしたいのは当然だろう。それを拒否されでは見当がつくまい▼公害病患者の救済を目的とするこの認定は、なるほど企業の補償とは別個の問題かもしれない。しかし、国や自治体から医療費や介護手当を出させる認定さえすればそれで十分—というのでは、あまりに冷たすぎはないか▼患者は一律三千万円を支払えといい、会社はどんな症状かわからないから専門家によるランク付けが先—という。このままでは平行線をたどるだけである。国も県も、患者救済を考へるなら、むしろ進んで手をかしてやるのが当然の責務ではないか▼その点でさらに不可解なのが中央公害審判の態度である。会社側の一方的申請だからといって受理を保留にしたというが、紛争解決に「公正」な態度で臨むならはどちらの申請でもかまわないはずだ。こんな自信のなさでは今後の紛争処理が思いやられる▼患者と会社の「根比べ」などといって、このまま傍観しておける問題ではない。県当局はこのさい県公害審判の活用を考へるなり、中央に働きかけるなりして、「認定」の事後処理に誠意を示してもらいたい。